

質問回答

2016年5月9日

「カンボジア国車両登録・車検制度の行政制度改革プロジェクト」

(公示日:2016年4月20日 / 公示番号:160175)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 P13 (3)車両管理行政タスクフォースの設立について、P14(7)技術移転の方法	<p>JCC、TF、定例会、ワークショップの、それぞれに関わる定義・位置づけ・差異についてお教え下さい。</p> <p>【現状理解】</p> <ul style="list-style-type: none"> • JCC は業務指示書に記載の関連省庁・機関による、より高位レベルの会合であり、毎年 12 月、6 月に「定例会」を開催し、議論されてきた内容を承認する場。 • TF は、JCC による議事の前に、より実務レベルでの合意を図る場であり構成員は、JCC と同様の組織だが出席者が実務レベルという点で異なる。 • ワークショップは、討議すべき議事に直接関係する機関のみが集まり討議を行う場である。 	<p>JCC、TF につきまして配布資料に記載がございますが、以下の通り考えております。</p> <p>JCC:業務計画の協議・承認、プロジェクトの進捗状況の確認、PDMの変遷など全体の事業運営を主に協議する場。</p> <p>TF:カンボジアの現状に合った車両登録・車検制度およびITシステムを構築するために、情報共有および意見交換を行う場。</p> <p>ワークショップは質問の現状理解の通りです。</p>
2	業務指示書 P13 (4) 諸外国制度の積極的な紹介	<p>車両登録・車検制度において「諸外国の事例の紹介を十分に行うこと」という記載がございます。その準備として、デスクリサーチだけでなくカンボジア以外の第三国における現地調査が望ましい場合は、当該国における現地調査を提案・見積に含めることは可能と捉えてよろしいでしょうか。</p>	<p>デスクリサーチを想定しておりますが、現地調査が望ましい場合、プロポーザルにて提案下さい。</p>

3	業務指示書 P18-19 成果 2 に係る活動 本プロジェクトにおける「車検」の 定義	本プロジェクトにおいて「車検とは継続検査のことである」と理解しておりますがよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、車検 = 継続検査とご理解ください。
4	業務指示書 P18 (12)車検の現状(6 か所の車検 場を含む)を確認する。	「プロジェクト中に増設された箇所も必要に応じ、現状を確認する。」とあります。現在想定される 8 か所(既存 6 か所及び増設予定 2 か所)以外においても想定を行い、それに基づいた見積をするという理解でよろしいでしょうか。例えば、上記 8 か所に加え 2 か所が増設されると想定し見積を行う。	現状増設が予定されている箇所は 2 か所と認識しております。よって見積りは 8 か所としてください。 業務開始後にさらなる増設が判明した場合には、追加調査について、受注者と協議を実施いたします。
5	業務指示書 P18 (12)車検の現状(6 か所の車検 場を含む)を確認する。	中国系民間企業 CMVIC の経営陣、職員が使用する言語についておわかりになりましたらご教示ください。中国語通訳の配置がより適切な場合、中国語通訳を見積計上可能と捉えてよろしいでしょうか。	公共事業運輸省とのコミュニケーションは英語で取っていると認識しております。 また現場の職員はカンボジア人がほとんどであると認識しているところ、中国語通訳は想定しておりません。 この点について情報をお持ちで中国語通訳の配置が適切であると判断される場合は、プロポーザルにて提案下さい。
6	業務指示書 P18-19 (13)カンボジアの現状に合わせて、 車検に必要な検査項目を提案する。	日本の車検制度は、保安基準があり、その基準に適合するかを検査するものであると理解しております。また、カンボジアもその加盟国である ASEAN には ASEAN の検査基準があると理解しております。 一方、業務指示書においては「日本と同等にするのではなく、あくまでもカンボジアの現状に合わせ検討・作成し、提案する」とありますが、カンボジアの現状に合わせるが参考とすべき制度は日本の車検制度であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りのことを想定しています。プロジェクト実施中は日本の車検制度を紹介しつつ進め、その中でカンボジア側の意見も聞き、ニーズに対応することも必要と考えております。

7	業務指示書 P21(24)車検・車両整備などに関する MPWT スタッフの研修	現地セミナーについて、たまたま受託コンサルタントがセミナーでのスピーカーに指定された場合、そのための実施諸費は長期専門家の現地活動費から支出されるものとの理解でよろしいでしょうか。	現地業務の一環としてセミナーでのスピーカーを行う場合、そのための実施諸費は長期専門家の現地活動費から支出対象とはなりません。
8	業務指示書 全体に係る事項 特殊備人	調査実施において、例えば法令・規則類の課題把握などにおける現地専門家の活用などにより調査を更に効果的・効率的に実施できる場合があると捉えております。そのような場合の特殊備人の雇用は可能と捉えてよろしいでしょうか。	必要に応じてプロポーザルにて提案下さい。
9	業務指示書 全体に係る事項 対象車種について	本プロジェクトにおける車両登録並びに車検制度で対象とすべき車種についてご教示願えますでしょうか。(例えば、自家用車、2輪車、3輪車など)	登録が必要な車両すべてを想定しております。
10	業務指示書 全体に係る事項	カンボジアと日本を往来する業務のため、現地での庶務的事項を取り扱う人材を採用する場合、「備人費」として見積もりをしても宜しいでしょうか。 (現地コンサルタントへの再委託は無理と拝見しておりますための確認です)	備人費として見積を計上することは可能です。 JICAでは再委託を想定しておりませんが、再委託が必要であればプロポーザルにて提案下さい。 コンサルタント等契約における見積書作成ガイドラインも合わせてご確認ください。

以上